

1. オプトイン方式による規制の導入について

中間とりまとめ（関係部分抜粋）	特定電子メール法改正法案
<p>4. 法制度の見直しの在り方 (2) 現行のオプトアウト方式の見直し 現行法の趣旨と施行後の状況 法規制の見直しの考え方 <u>少なくとも受信者側の拒否が推定できるような場合には、本来の立法趣旨の観点から、現行のオプトアウト方式の見直しを行い、オプトイン的な考え方を導入することが適当ではないかと考えられる。</u></p> <p>営業活動との関係 例えば、<u>現行のオプトアウト方式では取引関係のある者は規制の対象外とされており、こうした点に留意する必要がある。また、企業間（B to B）で広告・宣伝メールを送信する場合についてもオプトイン的な考え方が必要かどうかについてはさらに検討する必要がある。</u></p> <p>見直しの方向性 <u>受信者から直接提供された電子メールアドレスを利用する場合は、受信者にとって送信者が既知であり、オプトイン方式をとる国でも一定の例外をとっている場合がある。</u></p> <p><u>第三者が受信者の同意を取得している場合には、比較的問題が少ないが、受信者にとって同意と認識できるような方法で同意取得がなされていない場合には問題が残ると考えられる。</u></p> <p><u>なお、事前の同意を取得して広告・宣伝メールを送信する場合でも、基本的に、受信者が拒否の意思表示をした場合には、以後の広告・宣伝メールの送信は禁止されることが適当と考えられ、これに必要な仕組みも併せて整備することが必要と考えられる。</u></p>	<p>（特定電子メールの送信の制限） 第三条 送信者は、次に掲げる者以外の者に対し、特定電子メールの送信をしてはならない。 一 あらかじめ、特定電子メールの送信をするように求める旨又は送信することに同意する旨を送信者又は送信委託者（電子メールの送信を委託した者（営利を目的とする団体及び営業を営む場合における個人に限る。）をいう。以下同じ。）に対し通知した者 二 前号に掲げるもののほか、総務省令で定めるところにより自己の電子メールアドレスを送信者又は送信委託者に対し通知した者 三 前二号に掲げるもののほか、当該特定電子メールを手段とする広告又は宣伝に係る営業を営む者と取引関係にある者 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定めるところにより自己の電子メールアドレスを公表している団体又は個人（個人にあっては、営業を営む者に限る。）</p> <p>2 前項第一号の通知を受けた者は、総務省令で定めるところにより特定電子メールの送信をするように求めがあったこと又は送信することに同意があったことを証する記録を保存しなければならない。</p> <p>3 送信者は、第一項各号に掲げる者から総務省令で定めるところにより特定電子メールの送信をしないように求める旨（一定の事項に係る特定電子メールの送信をしないように求める場合にあつては、その旨）の通知を受けたとき（送信委託者がその通知を受けたときを含む。）は、その通知に示された意思に反して、特定電子メールの送信をしてはならない。ただし、電子メールの受信をする者の意思に基づき広告又は宣伝以外の行為を主たる目的として送信される電子メールにおいて広告又は宣伝が付随的に行われる場合その他のこれに類する場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>（表示義務） 第四条 送信者は、特定電子メールの送信に当たっては、総務省令で定めるところにより、その受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に次に掲げる事項（前条第三項ただし書の総務省令で定める場合においては、第二号に掲げる事項を除く。）が正しく表示されるようにしなければならない。 一 当該送信者（当該電子メールの送信につき送信委託者がいる場合は、当該送信者又は当該送信委託者のうち当該送信に責任を有する者）の氏名又は名称 二 前条第三項本文の通知を受けるための電子メールアドレス又は電気通信設備を識別するための文字、番号、記号その他の符号であつて総務省令で定めるもの 三 その他総務省令で定める事項</p>

2. 法の実効性の強化について

中間とりまとめ（関係部分抜粋）	特定電子メール法改正法案
<p>4. 法制度の見直しの在り方 (3) 法の実効性の強化 <u>送信者にとって迷惑メール送信のコストやリスクが高くなる制度</u> <u>迷惑メールの送信に対する制裁の強化については、諸外国で我が国より重い制裁が効果を上げていると考えられる例もあり、我が国の法制度全体との整合性の確保を図りつつ、検討する必要があると考えられる。</u> また、法違反者への捜査や検挙の方法についても、参考にできる事例がないかを引き続き調査する必要がある。</p> <p>迷惑メールの受信者にとって、迷惑メール受信の防止のコストやリスクがより低くなる制度</p> <p>電子メールサービスを提供する事業者にとって、自主的な対策を行いやすくなる制度 電子メールサービスを提供する事業者は、フィルタリングサービスの提供や、OP25B や送信ドメイン認証技術等の迷惑メールの送信を防止するための技術の導入、約款等に基づく利用停止等の対策を講じている。<u>法制度とこれらの事業者による対策が有機的に連携することにより効果的な迷惑メール対策となるような制度としていくべきである。</u></p> <p>法の執行機関にとって、法執行のための措置が円滑かつ機動的にとりやすくなる制度 <u>法執行の円滑化のため、契約者情報等の入手に関し電気通信事業者等の関係者から協力を得ることができることとするなど、より法執行を円滑にするような制度としていくべきである。</u> また、措置命令等に関し、より機動的に実施できるような仕組み（例えば、送信者の住所氏名が不明の場合にでも対応できるような制度）があれば、導入すべきであると考えられる。</p> <p>その他、<u>迷惑メールの送信に関しては、受信者からの同意の取得や具体的な送信の指示について、送信を依頼する者が行っている場合もあり、迷惑メールの送信に関わる者全体に対し関係機関による有効な執行が可能となるような制度としていくべきと考えられる。</u></p>	<p>（措置命令） <u>第七条 総務大臣は、（中略）電子メールの送受信上の支障を防止するため必要があると認めるときは、当該送信者（これらの電子メールに係る送信委託者が当該電子メールの送信に係る第三条第一項第一号又は第二号の通知の受領、同条第二項の記録の保存その他の当該電子メールの送信に係る業務の一部を行った場合であって、当該電子メールの送信につき、当該送信委託者の責めに帰すべき事由があると認められるときは、当該送信者及び当該送信委託者）に対し、電子メールの送信の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p> <p>（電気通信役務の提供の拒否） <u>第十一条 電気通信事業者は、送信者情報を偽った電子メールの送信がされた場合において自己の電子メール通信役務の円滑な提供に支障を生じ、又はその利用者における電子メールの送受信上の支障を生ずるおそれがあると認められるとき、（中略）その他電子メールの送受信上の支障を防止するため電子メール通信役務の提供を拒むことについて正当な理由があると認められる場合には、当該支障を防止するために必要な範囲内において、当該支障を生じさせるおそれのある電子メールの送信をする者に対し、電子メール通信役務の提供を拒むことができる。</u></p> <p>（報告及び立入検査） <u>第二十八条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定電子メール等の送信者若しくは送信委託者に対し、これらの送信に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、これらの送信者若しくは送信委託者の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</u></p> <p>（送信者に関する情報の提供の求め） <u>第二十九条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者その他の者であって、電子メールアドレス又は電気通信設備を識別するための文字、番号、記号その他の符号（中略）を使用する権利を付与したもから、当該権利を付与された者の氏名又は名称、住所その他の当該権利を付与された者を特定するために必要な情報の提供を求めることができる。</u></p> <p><u>第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</u> 一 第三十四条 三千万円以下の罰金刑</p>

3. 国際連携の強化について

中間とりまとめ（関係部分抜粋）	特定電子メール法改正法案
<p>4. 法制度の見直しの在り方 (4) 国際的整合性・連携の強化 国際的な連携を強化し、こうした措置を講じていく上で、我が国として必要なのは、</p> <p><u>）我が国の法制度において、海外発の迷惑メールに関して規制の適用を検討すること</u></p> <p><u>）我が国において、迷惑メールの送信国側に迷惑メールの送信者情報の提供等を行うための体制を整備すること</u></p> <p><u>）送信者情報の交換等を行うことについて、外国の迷惑メール対策の主管庁と調整し、相互主義の観点から、我が国から送信され外国で受信される迷惑メールに関しても、相手国側から送信者情報の提供等があった場合には、我が国の主管庁側で措置をとれるような体制を整備すること</u></p> <p>の三点と考えられ、これらの点に対応可能な法制度の見直しを行うことが必要であると考えられる。</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>二 特定電子メール 電子メールの送信（国内にある電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）からの送信又は国内にある電気通信設備への送信に限る。以下同じ。）をする者（中略）が自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として送信をする電子メールをいう。</p> <p>(外国執行当局への情報提供) 第三十条 総務大臣は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局（以下この条において「外国執行当局」という。）に対し、その職務（この法律に規定する職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。</p> <p>2～4（略）</p>

4. その他

中間とりまとめ（関係部分抜粋）	特定電子メール法改正法案
<p>4. 法制度の見直しの在り方</p> <p>(1) 巧妙化・悪質化する迷惑メールへの対応の強化</p> <p>ポットネットを利用して送信される迷惑メールへの規制の考え方</p> <p>迷惑メールを送信するという悪質性については、現行法で対象となる送信形態と同様であることから、このような形態のポットネット指令や迷惑メールを受信させようとする行為についても、<u>特定電子メール法等現行法の適用の在り方を含め、規制の方法を検討すべきと考えられる。</u></p> <p>フィッシングメール等に対する規制の考え方</p> <p>フィッシングメールの送信についても規制を行う必要があると考えられる。この場合、フィッシングメールは、受信者に望まれない電子メールの大量送信という点で、同意のない広告・宣伝メールの大量送信と同様の性格をもつこと、電子メール以外の方法を契機として、フィッシングサイトへの誘引を図るケースは極めて少ないことから、電子メールを規律する特定電子メール法の改正による対応も視野に入れ、検討していくことが適当と考えられる。</p>	<p>(措置命令)</p> <p><u>第七条 総務大臣は、送信者が一時に多数の者に対してする特定電子メールの送信その他の電子メールの送信につき、(中略)電子メールの送受信上の支障を防止するため必要があると認めるときは、当該送信者((中略)当該電子メールの送信に係る業務の一部を行った場合であって、当該電子メールの送信につき、当該送信委託者の責めに帰すべき事由があると認められるときは、当該送信者及び当該送信委託者)に対し、電子メールの送信の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p> <p>(電気通信役務の提供の拒否)</p> <p><u>第十一条 電気通信事業者は、送信者情報を偽った電子メールの送信がされた場合において自己の電子メール通信役務の円滑な提供に支障を生じ、又はその利用者における電子メールの送受信上の支障を生ずるおそれがあると認められるとき、(中略)当該支障を防止するために必要な範囲内において、(中略)電子メール通信役務の提供を拒むことができる。</u></p> <p><u>(注) 政府部内での法案検討作業の中でフィッシングメールの送信は不正競争防止法による処罰の対象となる場合が多いとの結論が得られた。</u></p> <p>(参考) 不正競争防止法</p> <p>第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 他人の商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、(中略))として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、(中略)若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 不正の目的をもって第二条第一項第一号又は第十三号に掲げる不正競争を行った者</p>